

2017年10月6日

佐世保市長
朝長則男 殿

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
代表 遠藤保男

石木ダム事業に係る、
土地収用・明渡裁決申請の取下げを求める要請書

私たちは、石木ダム事業予定地内の共有地権者です。

私たちの共有地が、収用・明渡裁決申請の対象地として審理対象になっています。

私たちはこの案件について、以下のように考えており、土地収用・明渡裁決申請の取下げを求めます。

1. 本案件の本質は、財産権の侵害とそれに対する「正当な補償」では満たされない。不要なダムによって、生活の場・地域社会を破壊されるという、人格権侵害である。
2. そうである以上、補償金によって解決できる問題ではない。
3. 土地収用法は、私有財産と公共の福祉の調整を目的とするものであり、収用委員会は、補償額の裁定を通じ、「正当な補償」か否かの審理はできても、人格権侵害を解決することができるものではない。
4. 人格権侵害を解決することができるものではない長崎県収用委員会が、本件事案を担当することは、有害無益である。

よって、以下の要請を行います。

記

1. 佐世保市は、この事件は深刻な人格権侵害を伴うことを認め、財産権の補償しか扱えない収用委員会への土地収用・明渡裁決申請を取下げること。
2. この件が係争状態にあることを理由に、「話し合いはできない」とするのであれば、係争状態にある限りはすべての事業を凍結すること。